

岡崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
2年度	人 365,486	千円 118,468,919	千円 3,773,854	千円 19,796,513	% 16.7	% 18.6

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B	
2年度	人 2,253	千円 8,161,775	千円 2,600,430	千円 3,298,872	千円 14,061,077	千円 6,241

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

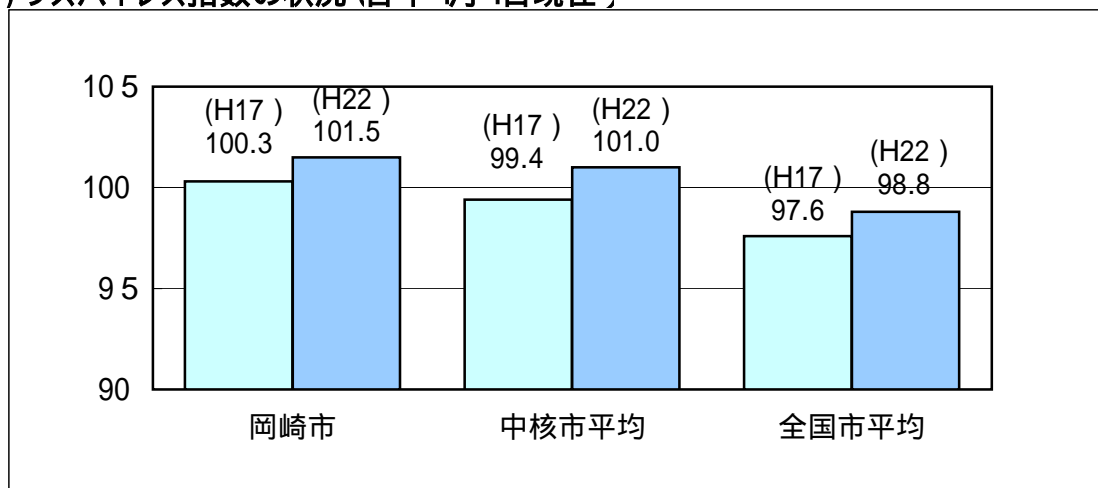
参考) 中核市平均
一人当たり給与費

千円
6,673

(3) 特記事項

- 平成15年4月1日 中核市移行
平成18年1月1日 額田町と編入合併

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 中核市平均とは、全国中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況 (平成22年4月1日現在)

(単位 :円)

	1級	2級	3級	4級	5級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
最高号級の給料月額	243,700	309,400	358,300	393,000	405,600
	6級	7級	8級	9級	10級
1号級の給料月額	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
最高号級の給料月額	425,100	459,100	481,300	541,200	573,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年 4月 1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡崎市	42.7 歳	341,565 円	461,313 円
愛知県	43.6 歳	339,691 円	442,505 円
国	41.9 歳	325,579 円	- 円
中核市	42.9 歳	340,248 円	430,115 円

技能労務職

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A
岡崎市	44.9 歳	461 人	307,941 円	385,628 円
うち清掃職員	43.9 歳	168 人	309,679 円	411,485 円
うち用務員	47.2 歳	56 人	326,011 円	383,668 円
うち自動車運転手	46.8 歳	11 人	318,286 円	405,512 円
愛知県	51.8 歳	509 人	339,136 円	394,821 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	- 円
中核市	46.8 歳	385 人	333,287 円	394,261 円

区分	民 間			参 考 A / B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
岡崎市	-	- 歳	- 円	-
うち清掃職員	廃棄物処理業作業員	44.6 歳	294,000 円	1.40
うち用務員	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.80
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	54.8 歳	283,800 円	1.43

- (注) 1 平均給料月額」とは平成22年 4月 1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり 地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 3 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ (平成19年～平成21年の3年平均) を使用している。
- 4 技能労務職の職種と民間企業の職種等の比較にあたり 年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

2) 職員の初任給の状況 (平成22年 4月 1日現在)

区分	岡崎市	愛知県	国	
一般行政職	大学卒	178,800 円	173,436 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,165 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別 学歴別平均給料月額の状況 (平成22年 4月 1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	270,350 円	324,927 円	365,512 円
	高校卒	222,535 円	274,033 円	317,375 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年 4月 1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員	59 人	5.8 %
2 級	主事	169 人	16.6 %
3 級	主査	171 人	16.8 %
4 級	主任主査	243 人	23.9 %
5 級	副主幹	104 人	10.2 %
6 級	主幹	149 人	14.7 %
7 級	課長	67 人	6.6 %
8 級	次長	34 人	3.3 %
9 級	部長	21 人	2.1 %
10 級	部長	0 人	0.0 %

- (注) 1 岡崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当 勤勉手当

岡 崎 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額 (2 年度) 1,464 千円	1人当たり平均支給額 (2 年度) 1,809 千円	-
Q1年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (150) 月分 (0.70) 月分	Q1年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (150) 月分 (0.70) 月分	Q1年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (150) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 3~20% 管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成22年 4月 1日現在)

岡 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,273 千円	25,919 千円			

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当 (平成22年 4月 1日現在)

支給実績 (21年度決算)			878,363 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
岡崎市	8 %	2,238 人	3 %

④ 特殊勤務手当 (平成22年 4月 1日現在)

支給実績 (21年度普通会計決算)	86,473 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年 4月実績)	43.6 %
手当の種類	26 手当

特殊勤務手当一覧

手当の名称	左記職員に対する支給区分と単価		主な支給対象業務	主な支給対象職員
賦課徴収業務 手当 技能業務職は 固定資産評価 作業手当	日額	ア 100円 (専ら家屋の評価の業務に従事した場合 200円) イ 200円 (滞納整理の業務に従事した場合 300円)	ア 出張による固定資産の評価 イ 出張による市税又は税外収入の徴収又は滞納整理	一般行政職 税務職
	日額	100円 (専ら家屋の評価の業務に従事した場合 200円)	出張による固定資産の評価	技能労務職
社会福祉業務 手当	日額	300円	福祉事務所に勤務する職員が、専ら生活保護に関する業務に従事	一般行政職
行旅病人等取 扱手当	1回	ア 3,300円 イ 1,700円	ア 行旅死亡人又は生活保護の非保護者のうち行旅死亡人に準ずるものの収容業務に従事 イ 行旅病人の収容業務に従事	一般行政職
精神保健業務 手当	日額	300円	保健所に勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定による精神障害者に対する相談又は指導を訪問して行う業務その他規則で定める業務に従事	医療技術職 看護 保健職

防疫等業務手当 技能業務職は 防疫等作業手当	日額	ア 290円 イ 300円 (専ら抑留に必要な業務に従事した場合 100円) ウ 100円	ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員が、次に掲げる業務に従事した場合 (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の患者若しくは感染症の病原体等を保有する者又はこれらの疑いのある者の救護 (イ) 感染症の病原体等に汚染され、又は汚染されている疑いのある動物又は病虫害の防疫 (ウ) 感染症の病原体等の付着した物件又は付着の疑いのある物件の防疫業務 イ 狂犬病の予防等のため、犬その他の動物の検診若しくは捕獲の業務又はこれらの抑留に必要な業務に従事 ウ 獣医師の資格を有する職員が、家畜その他の動物の診療業務に従事	一般行政職 医療技術職 医師職
	日額	ア 290円 イ 290円 ウ 300円 (専ら抑留に必要な作業に従事した場合 100円)	ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症の病原体を保有する者又はその疑いのある者を救護する作業 イ 感染症の病原体を保有する動物若しくは病虫害若しくは感染症の病原体の付着した物件又はその疑いのある動物若しくは病虫害若しくはその疑いのある物件を処理する作業 ウ 狂犬病の予防等のため、犬その他の動物の検診若しくは予防注射の補助作業若しくは捕獲の作業又はこれらの抑留に必要な作業	技能労務職
有害物取扱手当	日額	250円	毒物、劇物又は有機溶剤を使用して行う試験検査等	医療技術職 看護 保健職 研究職 一般行政職
	日額	250円	毒物、劇物又は有機溶剤を使用して行う作業	技能労務職
取締業務手当 技能業務職は 危険物保安手当	日額	200円	ア 公害等の防止又は生活環境の保全のために行う立入検査等 イ 消防法の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等	一般行政職 消防職
	日額	200円	消防法の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業	技能労務職

用地交渉等手当	日額	1 000円 (業務が深夜において行われた場合 当該額に100分の50に相当する額を加算した額)	事業に必要な土地の取得等に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務に従事	一般行政職
災害応急業務等手当 技能業務職は災害応急作業等手当	日額	ア 巡回監視の場合 710円 イ 応急業務等の場合 1 080円 ウ その他の場合 840円	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急業務若しくは応急業務のための災害状況の調査に従事 ア) 河川の堤防等 イ) 道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ) 鉄道施設等 イ 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識業務又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める業務に従事 ウ ア、イに掲げる業務に相当すると市長が認める業務に従事した場合	一般行政職 消防職
	日額	ア 巡回監視 710円、応急作業 1 080円 イ 840円 ウ 500円	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺若しくは鉄道施設等において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業 イ 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める作業 ウ 勤務時間条例第2条の規定により定められた勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で行う作業	技能労務職
高所業務手当	日額	220円 (地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合 320円)	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、検査、消火活動等	一般行政職 消防職

建築主事手当	日額	250円	建築主事が、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認その他規則で定める業務に従事	一般行政職
下水道管理業務手当 技能業務職は下水道等管理作業手当	日額	200円(専ら供用済みの污水管又は合流管の清掃又は点検の業務に従事した場合400円)	下水道施設の維持管理のため下水路の清掃又は点検の業務に従事	一般行政職
	日額	ア 1,000円 イ 300円	ア 下水管路内又は市営住宅の便槽内の補修作業 イ 公共施設又は市営住宅の便所の清掃又は補修の作業	技能労務職
診療手当	月額	診療収入の100分の5以内、診療所は100分の20以内で市長が定める額	病院又は診療所に勤務する医師が、診療の業務に従事	医師職
放射線取扱手当	日額	350円(補助業務 180円)	医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員が、エックス線その他の放射線を人体等に対して照射する業務	医療技術職 看護 保健職
医療業務手当	ア 日額 イ 1回 ウ 日額	ア 200円(補助業務に従事した場合100円) イ 2,500円 ウ 市長が定める額	ア 保健所、総合検査センター又は病院等に勤務する獣医師の資格を有する職員又は医療技術職員が、次に掲げる業務に従事 ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の患者若しくは感染症の病原体等を保有する者又はこれらの疑いのある者の検査業務 ⑧ 血液の浄化又は水治療の業務 イ 病院等に勤務する医療技術職員が、解剖又は検査を介助する業務に従事合 ウ 病院等に勤務する職員が、通常業務以外に特に命ぜられた医療業務に従事	医師職 医療技術職 看護 保健職

夜間看護等手当	1回	ア 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6 800円、深夜の一部を含む勤務で、深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3 500円、2時間以上4時間未満の場合 3 000円、2時間未満の場合 2 100円 イ 1 620円	ア 病院等に勤務する看護等職員が、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条の規定により定められた勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事 イ 病院等に勤務する医療技術職員又は看護等職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事	医療技術職 看護 保健職
消防業務手当	1回	500円 (消防用自動車を運転した場合 750円)	消防職員が、次の業務に従事した場合 ア 火災の鎮圧又は災害の復旧の業務 イ 正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で消防の業務	消防職
救急救命業務手当	1回	ア 200円 イ 250円	消防職員が、次の業務に従事した場合 ア 傷病者の救護若しくは搬送の業務又はこれらを補助する業務 イ 救急救命士法の規定による救急救命士が診療の補助として救急救命処置の業務	消防職
潜水業務手当	時間額	310円	消防職員が、潜水器具を着用して行う救助の業務に従事	消防職
指導主事手当	月額	市長が定める額	教育委員会に勤務する指導主事が、教育関係職員の教科指導又は研修の業務に従事	その他教育職
動力機械等取扱手当	日額	ア 200円 イ 400円	ア ボイラーの取扱作業又はガス若しくは電気を使用して行う溶接作業 イ 動力草刈機又はチェーンソーを使用して行う作業	技能労務職
道路上作業手当	日額	300円 (除雪の作業 450円)	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業又は降雪等により生じる危険を防止するための除雪若しくは融雪剤散布の作業	技能労務職
猛獣等飼育作業手当	日額	300円	動物園で行う猛獣、猛きんその他これらに類する動物の飼育作業	技能労務職
斎場作業手当	1件	600円 (火葬作業の補助にあつては 300円)	死体の火葬作業	技能労務職

汚物等処理作業手当	日額	300円	病院又は診療所における汚物又は感染症の病原体の付着した廃棄物若しくはその疑いのある廃棄物の処理の作業	技能労務職
特殊現場作業手当	日額	ア 1,000円 イ 900円	ア 下水終末処理場における下水の処理又はし尿処理場におけるし尿の収集、運搬若しくは処分の作業 イ 廃棄物の収集、運搬若しくは処分の作業又は作業用機械の整備作業	技能労務職

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (Q1年度普通会計決算)	392,563 千円
支給実績 (Q0年度普通会計決算)	469,319 千円

⑥ その他の手当 (平成22年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (Q1年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なしの場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳年度の子の加算 5,000円	同じ		246,741 千円
住居手当	持家者 4,500円 借家居住者 12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円	一部異なる	持家者への支給	146,420 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (上限55,000円) 自動車等使用者 通勤距離に応じて支給 (上限29,300円)	一部異なる	自動車等使用者の距離区分及び支給額	219,008 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに支給 50,000円～114,200円	異なる	支給区分及び支給額	390,792 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		138,832 千円
初任給調整手当	医療職 10,000円、15,000円	一部異なる	支給対象者及び区分	2,075 千円
単身赴任手当	公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、制限距離 (60km)を満たす職員に支給 23,000円 (距離が100km以上である場合 距離に応じ6,000円～45,000円加算)	同じ		0 千円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同じ		40,545 千円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一回4,200円 (執務が行われる時間が通常の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる場合 6,300円、勤務時間が5時間未満の場合 50/100) 常直 一月21,000円 (日数が2分の1以下の場合 10,500円)	一部異なる	支給区分	105 千円
管理職員特別勤務手当	規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき管理職手当の区分に基づき6,000円～12,000円 勤務に従事した時間が6時間を超える場合100分の150	同じ		1,593 千円

6 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,104,000 円	(参考)中核市における最高/最低額	
	副 市 長	927,000 円	1,214,000 円 /	760,000 円
報酬	議 長	692,000 円	846,000 円 /	625,000 円
	副 議 長	626,000 円	769,000 円 /	555,000 円
	議 員	574,000 円	704,000 円 /	510,000 円
期末手当	市 長	(Q1年度支給割合)		
	副 市 長	3.10 月分		
退職手当	議 長	(Q1年度支給割合)		
	副 議 員	3.10 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	給与月額 × 在職年数 × 600 / 100	任期毎	
		給与月額 × 在職年数 × 500 / 100	任期毎	

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成21年	平成22年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	14	14	0	
		総 務	309	306	3	事務の合理化等
		税 務	97	96	1	業務体制の見直し
		労 働	5	4	1	短時間再任用職員の活用
		農林水産	76	74	2	業務体制の合理化等
		商 工	26	26	0	
		土 木	294	294	0	
		民 生	483	480	3	職員のプロパー化等
		衛 生	386	382	4	ごみ処理業務の民間委託化等
		計	1,690	1,676	14	
	教育部門	199	198	1	非常勤職員の配置	
	消防部門	364	364	0		
	小 計	2,253	2,238	15		
公 営 企 業 等	病 院	788	833	45	医療体制の充実	
	水 道	115	114	1	業務体制の合理化等	
	下水道	62	64	2	水害対策業務の充実等	
	その他	78	77	1	競艇事業からの撤退等	
	小 計	1,043	1,088	45		
合 計			3,296	3,326	30	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 公営企業職員分を含んだ数字である。